

公益社団法人おかやま観光コンベンション協会 共催及び後援取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国、地方公共団体その他の団体等（以下「団体」という。）が実施する岡山市の観光・コンベンション振興に関する事業又は行事（以下「事業等」という。）を特に奨励すべき事業として公益社団法人おかやま観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が共催又は後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(共催及び後援の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 団体が主催する事業に対して、協会がその事業の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用を承認するとともに、事業計画段階から主体となって共同で事業を行うことをいう。
- (2) 後援 団体が主催する事業に対して、協会がその事業の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用を承認することによって支援することをいう。

(共催及び後援の名義)

第3条 会長が共催又は後援（以下「後援等」という。）について使用を承認する名義は、「公益社団法人おかやま観光コンベンション協会」、「(公社) おかやま観光コンベンション協会」もしくは「おかやま観光コンベンション協会」とする。

(対象団体等)

第4条 後援等を承認する団体の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 国及び地方公共団体並びにこれらの機関
- (2) 前号に掲げる団体の連合体又はこれらに準ずる団体
- (3) 公益法人及びこれに準ずる公共性の強い団体
- (4) 岡山市内においてコンベンションを開催する団体
- (5) その他次の要件のいずれをも満たし、会長が認める団体
 - ア 主催者の存在、所在地が明確であること。
 - イ 堅実な活動実績を有する等、事業等遂行の意思及び能力が十分にあると認められること。

(共催及び後援の基準)

第5条 後援等する事業は、その目的及び内容が岡山市の観光・コンベンション振興に寄与するもので、次の要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 事業計画が明確で実施の確実性が十分に認められること。
- (2) 市内の会場において開催されるものであること。ただし、当該事業が次のいずれ

に該当する場合はこの限りではない。

ア 広域な規模又はこれに準じた規模で行われる場合

イ 必要とされる設備等について市内の会場では対応できないなどのため、隣接市町村等の会場で開催される場合

ウ 岡山市民の多数の参加が見込まれる場合

エ 岡山市の観光・コンベンション振興に特に寄与すると会長が認める場合

(3) 入場料等を徴取する事業にあつては、その額が適正又は社会通念上認められるものである等、会長が認めるもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業については、後援等を承認しない。

(1) 政治団体、宗教団体の活動又は特定の宗教若しくは政治のための活動と認められる事業で、中立性を損なうおそれがあると判断されるもの。

(2) 事業等が公序良俗に反するものその他社会的に非難を受けるおそれがあるとき。

(3) 団体等の宣伝若しくは会員の勧誘を主たる目的とする事業。ただし、会長が特に認めたものはこの限りではない。

(4) 営利事業又は営利的意図があると認められるもの。ただし、会長が特に認めたものはこの限りではない。

(5) 物品の販売や寄付行為を主たる目的とするもの。ただし、会長が特に認めたものはこの限りではない。

(6) 集团的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益につながるもの又は参加者に対して圧迫感を与えるもの。

(7) 事業の主たる目的が主催団体の構成員の親睦を目的とするもの。ただし、会長が特に認めたものはこの限りではない。

(8) 個人の主催するもの。

(9) 協会の名誉をき損し、又は信用を失墜するおそれがあるもの。

(依頼)

第6条 後援等の承認を受けようとする団体等（以下「依頼団体」という。）の代表者は、共催名義使用の承認を受けようとする場合は、事業等の開催日の60日前までに、後援を受けようとする場合は事業等の開催日の20日前までに後援等名義使用依頼書（様式第1号）又は必要事項を記載した任意の書式（以下「依頼書」という。）を提出し、その承認を得なければならない。ただし、やむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

2 前項に定める依頼書には、次の書類を添付するものとする。

(1) 事業の企画書、開催要項等、事業目的及び事業計画を示す書類

(2) その他会長が必要と認める書類

(承認)

第7条 会長は、後援等を承認した場合は、依頼団体の代表者に名義使用承認通知書（様式第2号）により、承認しない場合は、不承認の理由を明記して名義使用不承認通知書（様式第3号）により通知する。

（条件）

第8条 会長は、必要があると認めるときは、後援等の承認に際し条件を付することができる。

（事業中止等の届出）

第9条 主催者は、後援等の承認を受けた後に事業内容を変更又は中止する場合は、速やかに会長に、名義使用変更届出書（様式第4号）又は名義使用中止届出書（様式第5号）を提出しなければならない。

（後援等の取消し等）

第10条 会長は、後援等の承認後に、第5条第2項の規定に該当する事実が認められたとき又はその他不適当な行為があったと認めるときは、名義使用取消通知書（様式第6号）により理由を明記して後援等を取消すものとする。

2 事業実施後に第5条第2項の規定に該当したことが認められたとき又はその他不適当な行為があったと認めるときは、以後その団体に対する後援等を承認しないものとする。

（報告）

第11条 会長は、必要があると認めるときは、依頼団体に対し、事業完了届出書（様式第7号）の提出を求めることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業等の後援等の取扱いに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

改正附則 様式の制定

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。